

埋立地の用途変更の許可（公有水面埋立法第13条ノ2第1項）。

1 形式審査

許可の申請に当たっては、知事あてに公有水面埋立法施行規則第7条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。この申請書には則第7条第2項に規定する図書を添付しなければならない。

申請書の提出部数は、願書の提出部数に準じ、正本1通、副本（大臣認可に係るものに限る。）1通とする。写しは、意見照会用として、地元市町村・県環境部・農林水産部・名古屋税関名古屋海上保安部・海岸管理者・河川管理者・環境庁の各必要部数の合計数が必要である。

2 内容審査

正当の事由がなければ許可できない。（法第13条第1項）以下の（1）から（6）までの各基準に適合しなければ許可することができない。（法第13条ノ2第2項の規定により準用される。法第4条第1項及び第2項）

(1) 国土利用上、適正かつ合理的であること（法第4条第1項第1号）

埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であること。

(2) その埋立てが、環境保全及び災害防止につき十分配慮されたものであること（法第4条第1項第2号）

埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海域環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されていること

(3) 埋立地の用途が、土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の法律に基づく計画に違背しないこと（法第4条第1項第3号）

(4) 埋立地の用途に照らして公共施設の配置及び規模が適正であること（法第4条第1項第4号）

道路は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、通行の安全上、環境の保全上、災害の防止上又は事業活動の効率上適切な配置及び規模で設計されていること（則第5条第1号）

公園、緑地及び広場は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、環境の保全上又は災害の防止上適切な配置及び規模で設計されていること（則第5条第2号）。

環境保全等の重要性にかんがみ、埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し、また、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されること。

排水路、終末処理施設その他の排水施設は、埋立地の規模、用途、区画割、周辺の状態及び降水量を勘案して、汚水及び雨水を有効に排出できるような配置及び規模で設計されていること（則第5条第3号）

道路、公園、緑地、広場及び排水路、終末処理施設その他の排水施設以外の公共施設についても、その配置及び規模が適正であることが必要である

(5) 法第2条第3項第4号の埋立て（分譲を主たる目的とする埋立て）にあつては、出願人が公共団体その他令第7条で定める者であり、埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正であること（法第4条第1項第5号）

公共団体以外で出願人となるには、土地の造成及び処分の業務が主たる目的の一であり、国又は公共団体の出資が資本金、基本金その他これに準ずるものの二分の一を超えることが必要である。ただし出資の割合については、産業の振興、生活環境の向上又は流通機能の増進を図ることを目的とし、かつ、埋立地又はこれを含む地域の総合的発展に著しく寄与すべき埋立であつて、その埋立てに関する工事の竣功後三年内に埋立地の処分を完了する見込みが確実である場合には、三分の一を超えればよい。（公有水面埋立法施行令第7条）

1) この場合において、産業の振興、生活環境の向上又は流通機能の増進を図ることを目的とするとは、少なくとも次の各号を満たすことが必要である。

ア 埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係等から見て適切かつ合理的であること。

イ 埋立て事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であって、埋立ての目的の達成が十分に確実であること。

(7) 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第4条の準則その他産業施設の整備の指針等を考慮の上、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであると認められること。

(イ) 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第33条の開発許可基準等を考慮の上、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められること。

(ウ) 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第3条に定める基本方針等を考慮の上、高度な流通機能を実現するに足るものであると認められること。

2) また、地域の総合的發展に著しく寄与すべき埋立てとは、少なくとも次の各号を満たすこと。

ア 地域を鑑合的に整備し、改善し、又は振興するための計画であつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿って行われることが明らかな埋立てであること。

イ アの計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。

3) なお、工事の竣功後三年内に埋立地の処分を完了する見込みが確実であるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断する。

令第7条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについては、分譲を目的とする埋立ての主体を限定した趣旨にかんがみ、当該法人の事業活動の公共性、公益性、埋立地の処分方法等について慎重に審査する。土地の造成及び処分の業務の運営が、定款、協定等に基づき、資金計画、事業計画等の作成又は変更について、出資した国又は公共団体の許可、承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされること。なお、令第7条各号の条件が免許後も維持されるよう、必要に応じ、免許条件を付することにより担保する。

(6) 出願人が、その埋立てを遂行するに足りる資力及び信用を有すること（法第4条第1項第6号）